

令和7年12月定例会 総務常任委員会記録

令和7年12月3日（水）

令和7年12月16日（火）

令和7年12月18日（木）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

令和 7 年12月 3 日（水）	7 頁
令和 7 年12月16日（火）	15頁
令和 7 年12月18日（木）	73頁

令和7年12月定例会日程

日次	月日	摘 要
第1日	12月3日(水)	委員長の互選 副委員長の互選 委員席の指定
第2日	12月16日(火)	審査日程の決定 総務部審査 議案甲第51号～第56号、議案乙第29号 〔説明、質疑〕 政策部審査 議案乙第29号、議案甲第57号・第63号 〔説明、質疑〕 市民環境部審査 議案乙第29号・第30号、議案甲第50号・第58号・第59号 〔説明、質疑〕 報告(税務課・環境課) 固定資産税・都市計画税の課税誤りについて 資源物回収方法の見直し・ごみ集積所整備について 〔報告、質疑〕

12月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和7年12月16日付託]

議案乙第29号	令和7年度鳥栖市一般会計補正予算(第3号)	[可決]
議案乙第30号	令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	[可決]
議案甲第50号	鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第51号	鳥栖市行政手続条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第52号	鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第53号	鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第54号	鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第55号	鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第56号	鳥栖市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第57号	鳥栖市まち・ひと・しごと創生推進基金条例	[可決]
議案甲第58号	鳥栖市税条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第59号	鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第63号	鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例	[可決]

[令和7年12月18日 委員会議決]

2 報告

固定資産税・都市計画税の課税誤りについて(税務課)

資源物回収方法の見直し・ごみ集積所整備について(環境課)

3 その他

委員長の互選 [令和7年12月3日互選]

副委員長の互選 [令和7年12月3日互選]

委員席の指定

[令和7年12月3日指定]

総務常任委員会の閉会中の継続審査の件

[継続審査]

[令和7年12月18日決定]

令和7年12月3日（水）

1 出席委員氏名

委員長 伊藤克也

副委員長 牧瀬昭子

年長委員 中村直人

委員 上村典子

委員 松隈清之

委員 重松忠

委員 池田利幸

委員 古賀秀樹

2 欠席委員氏名

なし

3 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 野口晶子

4 日程

委員長の互選

副委員長の互選

委員席の指定

5 傍聴者

なし

6 その他

なし

年長委員の紹介

野口晶子議会事務局議事調査係主査

総務常任委員会の書記を担当させていただきます議事調査係の野口と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、選任後最初の委員会でございますので、委員会条例第8条第2項の規定により、年長委員が委員長との互選を行うこととなっております。

本日の出席委員中、中村委員が年長の委員でございますので、御紹介申し上げます。

中村委員、どうぞよろしくお願いいたします。

中村直人年長委員

皆さん、こんにちは。

委員長選出まで、私、中村が委員長職を務めさせていただきますので、皆さん方に御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。



午後 1 時31分開会

中村直人年長委員

ただいまより、委員会を開会いたします。



委員長の互選

中村直人年長委員

それでは早速ですけれども、委員長については、委員会において互選ということになっておりますので、どういう方法で進出するのか、どなたか御意見があれば賜りたいと思います。

池田利幸委員

指名推選でいかがかと思えます。

中村直人年長委員

それでは、ただいま指名推選でという意見がありましたが、指名推選に決することによる

しいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、指名推選によって委員長を選任することにいたしました。

どなたか推選をお願いしたいと思います。

池田利幸委員

委員長に伊藤委員を推選いたします。

中村直人年長委員

ただいま委員長に伊藤克也委員をお願いしたいということですが、これに御異議ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、伊藤委員を総務常任委員会の委員長に選出することに決めました。

それでは、委員長が決しましたので、私の委員長職を閉じさせていただきたいと思います。

御協力ありがとうございました。

それでは、伊藤委員長と交代いたします。

〔伊藤克也委員長、委員長席へ〕

伊藤克也委員長

それでは、一言、御挨拶をさせていただきます。

ただいま選任をいただきました伊藤でございます。

2年間になると思いますけれども、しっかり委員長として務めてまいりますので、皆様の御協力を何卒よろしくお願いいたします。

私も今回4期目なのですが、委員長としては初めての職を仰せつかっておりますので、何かと皆さんに御迷惑をおかけすることもあるかとは思いますが、一生懸命務めてまいりますので、よろしくお願いいたします。(拍手)

それでは、座らせてもらいます。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

副委員長の互選

伊藤克也委員長

伊藤克也委員長

それでは、委員席について協議をいたします。
暫時休憩をします。

午後 1 時35分休憩



午後 1 時35分再開

伊藤克也委員長

それでは、再開をいたします。
委員席につきましては、ただいま御着席の席を指定いたします。
よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、委員席はこの席で決定をします。



伊藤克也委員長

以上で、本日の委員会を散会いたします。

午後 1 時36分散会

総務常任委員会委員席表

伊藤克也委員長

○



牧瀬昭子副委員長 ○

池田利幸委員 ○

松隈清之委員 ○

○ 中村直人委員

○ 上村典子委員

○ 古賀秀樹委員

○ 重松忠委員

令和7年12月16日（火）

1 出席委員氏名

委員長 伊藤克也
副委員長 牧瀬昭子
委員 中村直人
委員 上村典子
委員 松隈清之
委員 重松忠
委員 池田利幸
委員 古賀秀樹

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 田中大介
総合政策課企画政策係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 小柳洋介
総合政策課長補佐兼都市デザイン係長 中垣秀隆
政策部次長兼駅周辺整備課長 向井道宣
駅周辺整備課長補佐兼鳥栖駅周辺係長 木原智範
政策部次長兼情報政策課長 山本英規
情報政策課DX推進係長 大塚隆正
情報政策課長補佐兼広報統計係長 徳淵英樹

総務部長 小柳秀和
総務課長 田中秀信
総務課防災対策監 村上敏章
総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介
総務課防災係長 前田良介

総務課長補佐兼文書法制係長 小森敏幸

総務課長補佐兼職員係長 長野稚佐

財政課長 古賀庸介

財政課財政係長 中山和憲

総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也

庁舎建設課庁舎建設係長 森田智博

庁舎建設課庁舎建設係総務主査 牛島直茂

議会事務局長 江下剛

議会事務局庶務係長 小迫義典

選挙管理委員会事務局長 三橋和之

選挙管理委員会事務局次長 縄田明久

監査委員事務局長 天野昭子

市民環境部長 緒方守

市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働課地域づくり係長 小柳桂子

市民協働課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼市民相談係長兼

消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 築地美奈子

市民課長 有馬秀雄

市民課長補佐兼整備係長 脇友紀子

市民課参事兼課長補佐兼市民係長 下川有美

保険年金課長 槇浩喜

保険年金課健康保険係長 宮田昭江

保険年金課国民年金係長 徳淵文子

税務課長 楠和久

税務課長補佐兼管理収納係長 横尾光晴

税務課長補佐兼市民税係長 北三希子

税務課参事兼課長補佐兼固定資産税係長 本田一也

環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長 増田義仁

環境課環境推進係長兼環境施設調整室施設調整係長 佐藤義勉

環境課温暖化対策室ゼロカーボン推進係長 井本慎太郎

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 野口晶子

5 日程

審査日程の決定

総務部審査

議案甲第51号鳥栖市行政手続条例の一部を改正する条例

議案甲第52号鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例

議案甲第53号鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

議案甲第54号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第55号鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第56号鳥栖市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

[説明、質疑]

政策部審査

議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案甲第57号鳥栖市まち・ひと・しごと創生推進基金条例

議案甲第63号鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例

[説明、質疑]

市民環境部審査

議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案乙第30号令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案甲第50号鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例

議案甲第58号鳥栖市税条例の一部を改正する条例

議案甲第59号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例

報告（税務課・環境課）

固定資産税・都市計画税の課税誤りについて

資源物回収方法の見直し・ごみ集積所整備について

6 傍聴者

1人

7 その他

なし

午後 1 時 8 分開会

伊藤克也委員長

ただいまから令和 7 年 12 月定例会の総務常任委員会を開会いたします。



審査日程の決定

伊藤克也委員長

まず、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、乙議案 2 件、甲議案 11 件となっております。

審査日程につきましては、本日 16 日は総務部、政策部、市民環境部の順に関係議案の審査を行いたいと思います。

17日は休会、18日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思います。

また、現地視察につきましては後ほど副委員長から御説明をいたします。

審査日程については以上のとおりと決したいと思いますますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおりと決しました。

続きましては、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いします。

牧瀬昭子副委員長

委員の皆さん方からの希望の場所がありましたら、16日本日の終了までに御希望をいただければと思います。

よろしくお願いたします。

伊藤克也委員長

それでは、現地視察は以上のとおりとさせていただきます。

総務部の準備のために暫時休憩いたします。

午後 1 時 10 分休憩



午後 1 時16分再開

伊藤克也委員長

それでは、再開いたします。



総務部

議案甲第51号鳥栖市行政手続条例の一部を改正する条例

伊藤克也委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

初めに、議案甲第51号鳥栖市行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

資料は書記からタブレットに配信します。

それでは、執行部の説明を求めます。

田中秀信総務課長

それでは、令和7年12月市議会定例会議案及び議案説明資料に沿いまして議案の御説明をいたします。

議案説明資料につきましては4ページ、議案書につきましては4ページをお願いいたします。

議案甲第51号鳥栖市行政手続条例の一部を改正する条例についてでございます。

主な内容につきましては、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続法の一部改正を踏まえたものでございます。

具体的には、不利益処分に係る聴聞の通知方式を見直し、インターネットによる公表等による不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置、いわゆるデジタル化を追加するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

伊藤克也委員長

でございます。

具体的には、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

施行日につきましては公布の日から施行し、令和7年12月期末手当の引上げは令和7年12月1日から遡及適用となります。

続きまして、議案書では12ページになります。

議案甲第54号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の内容といたしましては、人事院勧告等に準じ市長、副市長及び教育長の給与を改定するものです。

具体的には、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

施行日につきましては公布の日から施行し、令和7年12月期末手当の引上げは令和7年12月1日から遡及適用となります。

続きまして、議案説明資料は5ページになります。

議案書につきましては14ページをお願いいたします。

議案甲第55号鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

主な改正の内容といたしましては、人事院勧告等に準じ職員の給与を改定するものでございます。

具体的には、給料月額及び期末・勤勉手当の支給月数こちら合わせて0.05月分となります、通勤手当等を引き上げるものでございます。

施行日につきましては公布の日から施行し、給料月額の引上げは令和7年4月1日から、令和7年12月期末手当、勤勉手当の引上げにつきましては令和7年12月1日から遡及適用し、令和8年度以降の期末・勤勉手当配分月数の変更は令和8年4月1日から施行になります。

以上、説明とさせていただきます。

伊藤克也委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

どなたかありませんか。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

議案書の14ページ、議案甲第55号の鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、国の改定に沿って改定するものではあるんですけど、これの通勤手当の部分で、もともと3万1,600円を超えない範囲でっていう部分が改正後に6万6,400円を超えないってなってるんですけど、もともと今、鳥栖市の職員さんの通勤手当で3万1,600円を超える方はいらっしゃったんですか。その確認だけです。

田中秀信総務課長

令和7年12月現在、該当する職員はございません。

池田利幸委員

倍ぐらいに上がりますけど、基本的にはそれに対応する職員さんは今のところ鳥栖市の中ではいらっしゃらないってことですね。

了解です。分かりました。

伊藤克也委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

同じく議案第55号なんですけど、先ほど池田委員からもありましたけど、金額上がって、人事院勧告の内容、例えば個別の通勤手当にしても、宿直・日直手当等、今までも人事院勧告があったんですけど、こんな大幅に額が上がることっていうのがあったのかなと思ひまして、この上げ幅の根拠は何かあるんですか。

田中秀信総務課長

まず、人事院勧告につきましては毎年度夏に行われまして、官民格差の調査を行いまして勧告を行われております。

近年では、毎年、給与手当の増減の勧告が行われているところでございます。

今回の勧告については、大体給与につきましては平均約3%程度になっております。

項目数ですけれども、ちょっと多いか少ないかというところあまり比較が難しいんですけども、手当等の改正につきましては、種類に関しては感触で昨年よりも多くなっているかと思っております。

金額等についても通勤手当等は今まで数年ちょっと記憶にございませんが、近年ではございませんでしたので、いろんな面での改定が行われているものと受け止めております。

よろしいでしょうか。

松隈清之委員

言われるように基本的に毎年とか、毎年でないにしても、官民格差を是正するって意味では、そんなに間を空けて人事院勧告ってないじゃないですか。

実績があろうとなかろうと、通勤手当にしても、宿直手当とか日直手当はあると思うんですよね。

これの官民格差が1年で倍近くとかってというのが、そんなに極端に上げ幅があることっていうのは、あんまり見たことがないんで、どうなのかなと思って。

こういう通勤手当とか宿直・日直手当等の改正って今まであんまりされてきてなかったっ

てことなんですか。

田中秀信総務課長

委員御指摘のとおり、人事院勧告については、ほぼ給与関係、手当関係が主たるものでございましたけれども、こういった手当については近年では行われておりません。

以上でございます。

伊藤克也委員長

いいですか。

松隈清之委員

ということは、今までの3万1,600円を超えるっていう実績がないっていうことなんですか。でも、例えば額の上限なんですけど、その通勤手当自体の見直しとかっていうのは、これに合わせてされてたりするわけですか。

田中秀信総務課長

本市の給与等、通勤手当等については人事院勧告等に準じておりますので、改正が行われたときはその都度、内容を確認して改正を行っているところでございます。

伊藤克也委員長

それでは、ほかにもございますか。

〔発言する者なし〕

ないようですので質疑を終わります。



議案甲第56号鳥栖市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

伊藤克也委員長

次に、議案甲第56号鳥栖市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

田中秀信総務課長

続きまして、議案書につきましては24ページをお願いいたします。議案説明資料は5ページになります。

議案甲第56号鳥栖市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の内容につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律に準じ、社会情勢の変化に対応するとともに事務負担の軽減を図る観点から、旅費の計算等に係る規定の簡素化、支給対象の見直しを行うものでございます。

具体的な内容につきましては、宿泊料につきましては、これまで定額支給でございましたけれども、これからは宿泊した都道府県別に地域別、上限つきの実費支給へと変わります。それから、旅費支給対象の見直し。次に、日当や日額旅費の廃止等でございます。

施行日につきましては令和8年4月1日といたしております。

以上、甲議案の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

伊藤克也委員長

それでは執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

すいません、今御説明の中で、私もちょっと話が追いついてなかったんですけど、もう少し詳しく教えてもらってもいいですか。日当の廃止とかいう部分も言われてたと思うんですけど、もうちょっと詳しく教えてください。

田中秀信総務課長

具体的内容についてでございます。

宿泊料につきましては今まで定額ということで、これから実費支給に変わるということで、宿泊費につきましては、これまで議員さんにおかれましては1万3,100円、職員につきましては1万900円という、どこに行っても定額でございました。

今度からは改正内容といたしましては、一番高いところで東京都、埼玉県に宿泊した場合は、議員の方であれば2万7,000円、職員は1万9,000円となります。それで一番低いところで申し上げますと、福島県、鳥取県、山口県に宿泊した場合は、議員の皆様ですと1万1,000円、職員だと8,000円になります。こちらが上限額になりますので、実際の支払った金額での精算に変わります。

続きまして、日当というお話をさせていただきましたけれども、これまで日帰りとかで出張とか行く場合には、距離とかの一定の条件はございますけれども、そういった場合には日当が出ておりました。議員の皆様におかれましては大体2,600円、職員につきましては2,200円というのが出ておりましたけれども、今回の改正でその日帰りの日当については廃止となりまして、その代わりに宿泊の場合だけ宿泊手当というものが新設されまして、1泊当たり2,400円支給されるような内容になります。こちらが上限になります。2,400円の上限になります。

以上でございます。

池田利幸委員

この条例に沿って、職員さんも議員も全部それで行動っていうかが決まっていっていいことではなかったですね。要は、議員もこの条例で対象ですよっていうことです。

田中秀信総務課長

はい、そのとおりでございます。

伊藤克也委員長

ほかにございますか。

松隈清之委員

説明の中で、事務手続の簡素化っていうのもあったと思うんですけど、これはどういうところが簡素になるんですか。

田中秀信総務課長

これまで出張に行く場合については、現金で渡す資金前渡という取り扱いが主なものだったと思います。それで、皆さん旅行に行かれる場合は旅行代理店を通じて、御本人さんで払っていただいていたかと思います。

今後の改正におきましては、旅行代理店に直接市から支払うことができますので、一番大きな点はその点がありまして、市と契約した旅行代理店に対しては、バックとかそういった旅行を予約したらもう直接市から支払いをするという、そのひと手間が省けるものでございます。

松隈清之委員

それだけですか。そこが一番大きい、きっとそれが目的でやるわけではないですよ。それがそれほど事務的に煩雑だったってことですか。

田中秀信総務課長

大きな事務改善については、この旅行代理店の支給というところが一番大きいところで、この点に限ります。

松隈清之委員

それ以外の部分も多分いっぱい改正ありますよね。それは国の法律に基づいてってところで理解していいですか。

田中秀信総務課長

今回、国の改正内容と同等の内容で改正予定でございます。

以上でございます。

伊藤克也委員長

ほかにございますか。

牧瀬昭子委員

この議員と職員の金額の差に関してなんですけど、これはそもそもこう下がったというところがまずあったと思うのですが、これからもまたそこに、もう大きな差があるなど思いながらお伺いしましたが、それはどういうふうにして決定していかれたのか、その背景がありましたらお願いします。

田中秀信総務課長

こちらの旅費に関しましては国に準じておりまして、国のほうで級別に差が分かれております。級別と言いますか、国のほうでも位が分けられておりまして、それに準じて市もそういう区分をさせていただいております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

議員との差があるということですね。はい、分かりました。

先ほど場所によって違いますということがあったので、これも職員の方々からすると、福島県、鳥取県とかは8,000円で今度足りるのかなということも思ったりするんですけど、今、物価上昇とか旅費もかなり上がってきてますので、そのあたりも考慮されて国のほうで決められたものに準じているということで、確認ですが、よかったですか。

田中秀信総務課長

そのとおりでございます。

牧瀬昭子委員

すいません、もう一点お願いします。

先ほど宿泊手当というのができますということなんですけど、これの意味というか、日当というものが変わりますということなんですけど、これはどういうことに使うための費用として定義づけられているのかっていうのを教えてもらっていいですか。

田中秀信総務課長

今回、日当の性質が見直されまして、宿泊を伴う旅行の際に夕食代や朝食代を含む諸雑費に充てるための宿泊手当を新設するというところで改正されているところでございます。

以上でございます。

伊藤克也委員長

ほかにございますか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。



議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

伊藤克也委員長

次に、議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信します。

それでは、執行部の説明を求めます。

古賀庸介財政課長

それでは、議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）、総務部関係について説明をさせていただきます。

なお、説明はお手元に配付させていただいております総務常任委員会資料及び参考資料により行うことといたしますので、よろしくお願いたします。

まず、総務常任委員会資料2ページをお願いいたします。

歳入から説明をいたします。

款20繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金5,097万3,000円の減額につきましては、財源調整のため繰り戻すものでございます。

次に、目2公共施設整備基金繰入金、節1公共施設整備基金繰入金1,000万円の減額につきましても、財源調整のため繰り戻すものでございます。

なお、基金の残高見込みにつきましては、参考資料の2ページをお願いいたします。参考資料2ページに記載をいたしておりますが、一番上の段ですが、財政調整基金の令和7年度12月補正後現在高につきましては約39億1,000万円となる予定でございます。

また、公共施設整備基金の令和7年度12月補正後現在高、すいません3段目ですね、12月補正後現在高につきましては約33億8,000万円となる予定でございます。

資料に戻っていただきまして2ページになりますが、次に、款23市債、項1市債につきましては事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することといたしておりますが、一括して御報告いたします。参考資料の3ページから6ページ目と併せて御覧ください。

まず、目1総務債、節1総務管理債7,820万円につきましては、庁舎西別館解体事業の計上及び鳥栖まちづくり推進センター整備事業の進捗によるものでございます。

次に、目6教育債、節3保健体育債8,580万円の減額につきましては、企業版ふるさと寄附金をいただいたことに伴う体育施設改修事業の起債の減額でございます。

節の4 中学校債800万円につきましては、鳥栖中学校防球ネット整備事業の工事費の増額に伴うものでございます。

目7 災害復旧債、節1 農林水産施設災害復旧債330万円につきましては、夏の大雨により被害が生じた林道の災害復旧に伴うものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

江下剛議会事務局長

続きまして、歳出でございます。

同じく総務常任委員会資料3 ページをお願いいたします。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費、節2 給料は人事異動等による減額、節3 職員手当等及び節4 共済費につきましては給与改定等に伴います議員、議会事務局職員に係る職員手当、議員期末手当、共済費の補正でございます。

以上でございます。

田中秀信総務課長

続きまして、4 ページをお願いいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費のうち、節2 給料から節3 職員手当等、節4 共済費につきましては、給与改定等に伴う職員等の人件費の補正でございます。

続きまして、節10 需用費につきましては、印刷用紙等購入に伴う消耗品費の補正、それから鳥栖駅西防犯カメラ故障の修繕料の補正でございます。

続きまして、節12 委託料につきましては、嘱託員委託料が不足するための補正でございます。

続きまして、目7 財産管理費でございます。

節10 需用費につきましては、令和7年9月17日に発生しました市庁舎の落雷被害に伴います湯中ポンプ制御盤や会議室のマルチディスプレイ等の修繕料でございます。

続きまして、節12 委託料の内容につきましては、同じく委員会資料の7 ページのほう、よろしくをお願いいたします。

7 ページでございます。

事業名につきましては、庁舎西別館解体事業でございます。

今回の目的といたしましては、老朽化が進んでいる庁舎西別館、旧佐賀県薬業指導所を解体するものでございます。

事業内容といたしましては、敷地内建築物の解体及び外構舗装等の設計、アスベスト調査、土壌汚染対策法に基づく地歴調査を実施するものでございます。

資料につきましては、また戻っていただきまして、4 ページをお願いいたします。

節14工事請負費につきましては一番下の段でございます。

こちらも落雷被害に伴います、市庁舎中央監視装置及び施設管理カメラの修繕工事でございます。

以上です。

古賀庸介財政課長

5 ページ目をお願いいたします。

目13公共施設整備基金費につきましては、今後の公共施設の改修等のため、公共施設整備基金に積立てを行うものでございます。

以上でございます。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

その下になります。

項4選挙費、目1選挙管理委員会費につきましては、人事異動等にかかる節2給料、節3職員手当等、節4共済費の減額補正でございます。

以上でございます。

天野昭子監査委員事務局長

続きまして、その下、項6監査委員費、目1監査委員費、節2給料から節4共済費につきましては、事務局職員3人分の人事異動等に伴う人件費の減額補正でございます。

以上です。

田中秀信総務課長

続きまして、6 ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目1総務管理費のうち節2給料から節3職員手当等、節4共済費につきましては、給与改定等に伴う職員の人件費の補正でございます。

次に、下の段でございます。

繰越明許費補正でございます。

今回、庁舎西別館解体事業につきましては、解体工事設計業務の履行期間が9か月程度を要するため、委託料を繰り越すものでございます。

以上で、一般会計補正予算（第3号）の総務部関係分の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

伊藤克也委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

すいません、2点お伺いしたいんで1点ずつ聞いてまいります。

まず、4ページの、節10需用費の消耗品費の補正140万円。ここの説明は鳥栖駅西の防犯カメラのって言われてなかったですか。その下のほうを言われていましたか。ごめんなさい、31万9000円ですね。

それはもう納得しました。僕の勘違いです。140万円もかけてっていう部分だったんで、そこは申し訳ないです。

7ページですけれども、庁舎西別館解体の事業、今から崩していきますっていう部分だと思えますけれども、現状、もともとはシルバー人材センターさんが入ってて、解体をするから立ち退きっていうか、今、出られてる状況だと思うんですけど、私が別件で話をお伺いしたときに、この西別館を崩して庁舎とか公用地として使うことができない、新しく役所施設では建てられないって聞いた記憶があるんですけども、その辺がどうなのか、もう一回正確にお伺いしたいと思ってるんで、その部分を踏まえて。

今後崩すのは崩すけど、そのあとをどうするつもりなのかっていうのを教えていただきたいんです。

田中秀信総務課長

まず、こちらの西別館の区域が都市計画上の第一種中高層住居専用地域になっております。

この地域につきましては、事務所とか役所っていうのが建てることができない規制がかかっております。代わりに一般住宅とか保育園とかが建てられるような、そういった規制があるために、先ほど言われた市役所とか、そういった事務所が建てられないということになります。

跡地につきましては、そういった規制がございますので、まだ活用方法は決まっておりませんが、当面は建物が建てられない状態で、舗装した庁舎敷地という形になるかと考えております。

池田利幸委員

当面はそのまま置いておくか駐車場として使うっていう使い方でやると、最終的には民間払下げか何かを考えるっていうことになっていくんですか。

もうずっと駐車場とかで使っていくっていう考え方になるんですか。

小柳秀和総務部長

現時点では、都市計画上の規制もありますし、庁舎も先日きちんとオープンしまして駐車場の状況とかもありますので、その状況等を見ながら、例えば駐車場で使うとか災害時の土のう置場に使うとかというのは考えられますので、その辺につきましては今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

池田利幸委員

僕がこの話聞いたとき、もともとシルバー人材センターさんがそこを老朽化で出ていかなきゃいけないですって言って、今、八坂神社の近くのところに事務所を借りられてっていう中で駐車場も天本木材さん跡地のところにお借りしてとかバラバラに待機場所がなったりとかしてる部分で、一括した場所が欲しいっていうお声が出てたんで、確認したときそれを聞いたんですけど、そういう部分で低層でシルバー人材センターさんが建てるっていうのも今の都市計画上では無理っていうことになるってことなんですか。

小柳秀和総務部長

先ほど総務課長が説明いたしましたとおり、用途地域が第一種中高層住居専用地域になっておりますので、住居が原則で、あと幼稚園、小・中学校、大学病院、福祉施設っていうのは一応建てられることにはなっておりますが、都市計画上の問題で事務所は建てられないということでございます。

伊藤克也委員長

よろしいですか。

池田利幸委員

すいません、こじつけかもしれないけど、シルバー人材センターさんって福祉施設にはならんのですか。

小柳秀和総務部長

シルバー人材センターがその福祉施設に該当するかというと、一般的には介護施設とかそういう部分に病院、福祉施設っていうふうに書いてあるので、そのような施設になるのではないかと思います。

詳細につきましては、例えば建築確認を所管するところに確認するとかという部分で確認はしたいと思いますが、現時点では病院、福祉施設となっておりますので該当しないのではないかと思っておるところでございます。

伊藤克也委員長

ほかにございますか。

松隈清之委員

同じところで、繰越明許されて事業期間が9か月っていう話だったんですけど、結構9か月は長いと思うんですけど、どういふのにその期間がかかるのか。

例えば、アスベストの調査に時間がかかるとかその地歴調査に時間がかかるとか、多分解体とか外構舗装の設計だけだったらそんなにかかれないとは思うんですよ。

齊藤了介総務課長補佐兼庶務係長

スケジュールの想定といたしましては、まず予算が通った後っていうことを想定して、年度内2月頃に契約をしたとして、それから3月から大体アスベスト調査、あと地歴調査をまずやっていくこととなります。その期間が4か月程度を見込んでおるところでございます。

その後、設計に入るといって約9か月を想定しております。

以上でございます。

松隈清之委員

アスベスト調査自体は、これを建てたのはもともと市が建てたんですか。もともと薬業指導所を買ったって感じですか。

田中秀信総務課長

こちらの建物につきましては、佐賀県が建てて所有しております、そのあと鳥栖市が購入したという経緯になっております。

以上でございます。

松隈清之委員

建てたのはもう随分前のことだとは思いますが、そういう記録とか資料は見せてもらうって前提でやってることですか。

斉藤了介総務課長補佐兼庶務係長

県のほうに残っているかも含めて確認が必要かと考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

いや、もちろんそうだと思うんですけど、建てたときにはアスベストに対する規制って基本的にないんで、どこに使ってもいいもんだから、結果的には調査はあるんだろうと思うんです。

これ言ったら、この予算っていか設計に出そうと思う時点で、県に資料がありますかって聞くことってそんな難しくないじゃないですか。あればあったで、こういうのある前提で設計に出す、調査していただくのって何も無いところから全部調査しろっていうのと全然変わってくると思うんですけど、過去の建設時の資料があるかどうかかって調査はしてないですか。

斉藤了介総務課長補佐兼庶務係長

事前に担当で確認した中では、想定されるアスベストのレベルってというのが2と3ということで、アスベスト自体は使用されているだろうということでは考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

使用されてるだろうと思うんですよ。

そもそも建てたときには何の規制もなく、アスベストっていうのは防火に対しては非常に性能としては優れてる。だから、使われてるだろうと思うんだけど、どこにどういうふうに使ったかっていうやつが、以前の建てたときの設計とか仕様とかで分かれると、多分、後の調査が楽だと思うんですよ。

何も分からんところから全部調べていくと、めちゃめちゃ大変だし時間もお金もかかるので、そういう調査を楽にするために、事前にそういう資料があればいいんじゃないですかって言っているんです。

調べたけど、今の感じではなかったっていうふうに理解していいですか。

牛島直茂庁舎建設課庁舎建設係総務主査

業者と現地を確認しまして、当時の図面等も交えながら、一応スレートとか保温材とかポートとか、今でしたら、間違いなくあるであろうという年代のものが現地で確認されましたので、あるだろうという前提の下、金額を算出して、設計費に含めております。

松隈清之委員

はい、了解です。

伊藤克也委員長

ほかにありますか。

牧瀬昭子委員

7ページの庁舎西別館の解体についてなんですが、この設計等委託料の1,270万円の算出の中身について、詳しく教えていただけますか。

斉藤了介総務課長補佐兼庶務係長

項目としては設計でございますので、まず人件費、あとそれに含めてアスベスト調査分析地歴調査の内容になっております。

金額の内訳ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）金額につきましては、直接の人件費で580万円、あとアスベスト調査で200万円、地歴調査で370万円ということで、合計が1,160万円、これに消費税で1,270万円ということでございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

この旧佐賀県薬業指導所の名称があるんですけど、これは具体的にどんなことをされていて、この内容についても、先ほどの土壤の汚染とかっていうところで何か気にしなきゃいけないこととかが発生するような用途としてあったものなのかどうか、そのあたりはどのように見てあるのか教えてもらっていいですか。

斉藤了介総務課長補佐兼庶務係長

旧薬業指導所につきましては、業務の内容としては製薬事業者の指導であったり、委託された試験、研究等の業務を行っていた施設でございます。

昭和41年に建設されておりまして、平成13年7月まで指導所として運営をされておりまして、その後佐賀市の施設と統合されております。それで、施設については、鳥栖市が購入をしたという経緯でございます。

こういうアスベストとか地歴調査につきましては、調査をした結果、例えば地歴調査で申しますと県の確認が必要になってまいりますので、その分の資料を提出して県の判断ということになってまいりますので、それを実施したいと考えております。

以上でございます。

伊藤克也委員長

ほかありますか。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑を終わります。

政策部の準備のため、暫時休憩いたします。

午後2時1分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後2時8分再開

伊藤克也委員長

それでは、再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

政策部

議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

伊藤克也委員長

これより、政策部関係議案の審査を行います。

議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信をします。

それでは、執行部の説明を求めます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

それでは、議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）のうち、政策部関係について御説明いたします。

総務常任委員会資料により御説明いたします。

歳入について御説明いたします。

委員会資料2ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金のマイナンバーカード交付事務費補助金につきましては、市民課が任用しております会計年度任用職員の人事院勧告等に伴う報酬の改定により補正するものでございます。

田中大介総合政策課長

その下でございます。

款19寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務管理費寄附金2億6,610万円につきましては、企業版ふるさと納税の寄附受入れに伴う歳入でございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

委員会資料3ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明いたします。

款2総務費、項1総務管理費、目3広報費、節1報酬及び節3職員手当等につきましては、情報政策課で任用しております会計年度任用職員の人事院勧告等に伴う報酬の改定により補正するものでございます。

田中大介総合政策課長

その下でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目9企画費、節12委託料2万2,000円につきましては、企業版ふるさと寄附支援業務を委託している事業者を經由して寄附が実行されました10万円に対し、成功報酬額20%である2万円に消費税を乗じた金額2万2,000円でございます。

その下でございます。

節24積立金8,000万円につきましては、後ほど甲議案で御説明いたします、鳥栖市まち・ひと・しごと創生推進基金に積み立てるものでございます。8,000万円という金額につきましては、本年度、株式会社C y g a m e s並びに明治安田生命保険相互会社からいただきました

企業版ふるさと納税総額 2 億 6,600 万円のうち、既存事業への財源充当として活用いたしました 2 億 2,000 万円につきまして、縮減を図ることができた一般財源額を計算いたしましたところ概算で 8,000 万円であったことを参考といたしております。

委員会資料 4 ページをお願いいたします。

項 5 統計調査費、目 1 統計調査総務費、節 2 給料、節 3 職員手当等及び節 4 共済費につきましては、担当職員 2 名分の人事院勧告等に伴う給与の改定により補正するものでございます。

以上、議案乙第 29 号令和 7 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 3 号）のうち、政策部関係について説明を終わります。

伊藤克也委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

中村直人委員

あとでまた基金のほうもありますけれども、この寄附金を受けて基金を設けておるわけですが、基金の保有を 8,000 万円ということですが、具体的に言うと、スタジアム関係に使ってくださいというような目的があってやられてるような感じですが、そうしますとあとでほかのところも来るけど、債務負担とか繰越明許、こういうのが結構されてるわけですね。

今年度じゃできないから来年に回すということで、ほかの体育施設の関係やられてますけれども、そうしますと、わざわざ基金に積み立ててしなければいけないものなのか、それよりももうどこでも繰越明許を出してあるので繰越明許で対応して、今後、基金に寄附が望めるという長きに見たときに可能性があるから基金を設けて、そこに入れてもらおうとしているのか。

何のために基金を設置しているのか、その目的は、そこら辺の理由づけをお願いしたいと思います。

田中大介総合政策課長

基金でございますけれども、企業版ふるさと納税制度と申しますのが国の制度でございますので、後年の事業で活用するためには専用の基金を創設し、そこに積み立てることとされております関係から、今回基金の創設をお願いするものでございまして、議員御指摘のとおり、スタジアムの魅力向上プロジェクトという主にスタジアムを対象とする事業に今後充当していきたいと思っておりますが、この企業版ふるさと納税自体が企業の決算期ですとか、会計上の都合で突然寄附の申し出をいただくケースが多いということもございまして、そのときに対応できる市の事業が必ずしもない場合もありますことから、一旦基金に積み立てていただ

いて、当該事業に柔軟に対応できるよう基金の創設をお願いしているものでございます。

以上です。

池田利幸委員

3ページの款2総務費、同じところの1個上、委託料のほうですけど、委託料で2万2,000円。

たしか、その前のページが10万円ってついてる部分に関してだと思うんですね。なんで、そこに関しては仲介企業さんを通して、そこに対して払ったのが2万2,000円ですっていうお話だったと思うんです。

要は、現時点で確認だけになるんですけど、今入ってきてる企業版ふるさと寄附金の鳥栖市の受入れのパターンとかがシステムでどういうふうな感じで流れてきているのかっていうのをもう一回、要は仲介企業を通して来てますって、あとCygameさんとか明治さんとかは直接だろうし、そういう部分で企業版の仲介業者を入れたことによって効果も出てきているのかどうなのかも含めて、入ってくるパターンの流れを聞いていいですか。

田中大介総合政策課長

現在、本市で受け入れております企業版ふるさと納税に関しましては、金額ベースでいきますと、ほとんどが直接、鳥栖市にお申し出をいただき受け入れているケースでございます。

そうした中で事業者を介しておりますのは、件数としては、後ほど件数をお示しすることはできるんですけども、若干数ございまして、本市と直接取引のない事業者様を経由していただくものについては、そういう委託事業者を経由してやってくる企業版ふるさと納税ということになります。

委託事業者様との取り決めの中で、直接、鳥栖市とやりとりのある事業者様をその委託事業者が営業をかける先から除外するという仕組みがございます。

鳥栖市として付き合いのある事業者さんからの寄附はまっすぐ鳥栖市でいただくということになるように、そこで事業者さんのほうから当初リストをいただきまして、その中から鳥栖市が付き合いのある事業者を除外するという作業を行っておりますので、直接やりとりのない事業者様からの企業版ふるさと納税だけが委託事業者のほうからやってくるという流れになっております。

池田利幸委員

今、実際に企業さんからの寄附の申入れって鳥栖市が直接付き合いがない企業さんっていうところからの寄附のお申し出っていうのも増えてきているっていう感じになるんですか。

あとで資料出せるって言われたんで、あとで資料を出していただければありがたいと思うんですけど、要は鳥栖市の魅力、鳥栖市っていうところに企業さんとして寄附金を出すこと

がメリットになるっていう判断になってきてるのか、どうなのかっていう部分も踏まえて、1回そういうお付き合いがなくても寄附をっていうところがどれくらい出てきてるかは、参考資料を出していただければありがたいと思いますけれども。

田中大介総合政策課長

分かりました。

後ほどお示しをいたします。

伊藤克也委員長

それでは、後ほど資料提出をいただくということですか。（「総括のときに」と呼ぶ者あり）
ほかございますか。

松隈清之委員

それこそ甲議案とどっちで聞いていいのか分からない、まち・ひと・しごと創生推進基金積立金なんですけど、今回寄附をいただいたことで使わなかった分相当額をここに積み立てようということなんですけれども、基金自体はもう企業版ふるさと寄附金のみの受け皿っていうことでいいんですか。

田中大介総合政策課長

企業版ふるさと納税を積むことができるのはこの基金だけになるんですが、この基金自体に積むことができるのは市の一般財源も積むことができます。

松隈清之委員

ということは、要は、この基金を使ってする事業っていうのが、——これをだから甲議案で聞くべきかここで聞くべきか悩むんですけど——まち・ひと・しごと創生推進基金、なぜこの名称になって、受け皿としては一般会計からも繰り入れることができるでしょうし、寄附からも繰り入れることができるんでしょうけど、例えば、企業版ふるさと寄附金の受け皿でその希望とかリクエストに応じて出すから、この名称は何であっても、そういうものの基金だと言われれば、そうなんだろうし、いやいやこの基金はこういう目的で使うっていう基金の目的があって、ていうのでいうと、どっちになるんですか。

田中大介総合政策課長

企業版ふるさと納税で事業者から寄附をいただく場合につきましては、鳥栖市がどういう事業を行おうとしてるか、国に申請しております地域再生計画で認められた事業に対しましての寄附の申し出をいただくというルールとなっていてございます関係から、本市といたしまして、スポーツに親しめる環境づくりというメニューですとか、プロスポーツとの連携といったようなメニューですとか、メニュー上はある程度広範に使えるような地域再生計画を国に申請をしております。

今般創設いたします基金につきましては、主にスタジアムの魅力向上というプロジェクトに活用していこうと考えておりまして、スタジアム自体が今後、大規模の改修ですとか、ビジョンの改修も含めて大きな支出を伴うような事業が想定されておりますことから、一般財源だけでは難しい事業に充当していく財源を確保していくためにも基金を活用してまいりたいと考えております。

松隈清之委員

あとは甲議案でまた聞きます。

伊藤克也委員長

ほかありますか。

牧瀬昭子委員

先ほどの金額の中身なんですけど、この8,000万円になった経緯としてということで、この中身について、先ほど項目をおっしゃっていただいてましたけれども、何に使ってほしいということは全部の金額がこのスタジアムということで、ほかのいろんな豊かな、健全な体を育むとか、待機児童ゼロを目指すとかっていろいろ項目がありますが、その中のものは選ばれず、100%スタジアムってということで要望があったということなんですか。

いかがでしょうか。

田中大介総合政策課長

はい、そのとおりでございます。

牧瀬昭子委員

これをいただく際にあちら側からももちろん御要望があるとは思いますが、交渉する中でこちら側の提案として、ここが困ってるのでっていうような話は難しいものでしょうか。

田中大介総合政策課長

ケース・バイ・ケースな部分がありますが、おおよそ事業者様のほうから、こういったことに活用してほしいといったオーダーがあることが多いような感じを受けます。

以上です。

牧瀬昭子委員

要望として申し上げたいと思うんですけれども、やはり偏った基金の中の色付けをされていくと思うんですけど、スポーツに関してこの基金の中身は使われます、100%スポーツ関係です、スタジアム関係ですってということで、もうそれしか使えないということになってしまふのであれば、他の事業に傾けることができないというのがやはりあると思うので、できるだけ企業様のほうにも、例えば何%はこちらにとか、何%はこちらの意向のあるようにとい

うような、そういう御提案などもいただけないかということをお提起させていただきたいと思ひます。

要望です。

伊藤克也委員長

要望ですね。

ほかございますか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。



議案甲第57号鳥栖市まち・ひと・しごと創生推進基金条例

伊藤克也委員長

次に、議案甲第57号鳥栖市まち・ひと・しごと創生推進基金条例を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

田中大介総合政策課長

鳥栖市議会定例会議案中、政策部関係分について御説明申し上げます。

議案書49ページをお願いいたします。

議案甲第57号鳥栖市まち・ひと・しごと創生推進基金条例について申し上げます。

本条例案につきましては、第1条に記載しておりますとおり、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に充てるため、基金を設置するものでございます。

具体的には、民間事業者からの企業版ふるさと納税制度による寄附のお申し出をいただきました際に、本市の地域再生計画に掲げておりますスタジアムの魅力向上プロジェクトに該当する事業の財源とするため、当該基金に積み立てることができるようにするものでございます。

なお、企業版ふるさと納税制度によりいただきました寄附金につきましては、国により認定を受けました基金のみ積み立てることができる制度となっておりますことから、本基金を創設するものでございます。

以上、説明を終わります。

伊藤克也委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

松隈清之委員

今の説明でいくと、要は、この条例を可決しないとさっきの予算も成立しないってことですね。基金に積めないってことなのかっていうことですね。

ここで言う地域再生法で規定する事業っていうのは、今までにこの地域再生法に基づく鳥栖市の事業っていうのは何があるんですか。この法律が平成17年からあるんですけど。

田中大介総合政策課長

これまで本市が受け入れてきました企業版ふるさと納税の寄附金につきましては、全てこの地域再生計画に掲げております事業に充当され、活用されてきておりますので、過去で言いますと、株式会社C y g a m e s からいただきまして、スタジアムの大規模改修、色を塗ったりなどが全てでございます。

松隈清之委員

この地域再生法が、もともと寄附があろうとなかろうと、これに基づいて事業をしてるので、この事業の対象のやつが企業版ふるさと納税を充てることができる事業として、寄附があろうとなかろうとこの事業やってるものなのか、寄附が来るとこの地域再生法に基づく事業として充てましようかっていう、要はどっちなのかってことを聞きたい。

田中大介総合政策課長

もともと既存事業としてやってるものもございまして、寄附の申し出をいただいて、その後、補正予算という形で事業化を行い、事業を行うものもございまして。

両方とも可能性としてはございます。

松隈清之委員

この地域再生法に基づく事業っていうのはどういう、これは地域再生法に基づく事業でやろうとするのは何かメニューとか補助金とかメリットがあって、これに基づいて事業をするんですか。

要は寄附が来るかどうかで分からないじゃないですか。分からないですよ。

寄附が来たときに、それを受け入れるためだけにこの法に基づいて事業をするわけではないと思うんですけど、もともとこの地域再生法に基づく事業を選択するメリットっていう、あるいは意義って何かあるんですか。(発言する者なし)

何が言いたいかっていうと、いろんな事業メニューってあるわけじゃないですか。補助メニューとか含めていろんな事業を選択されると思うんですけど、企業版ふるさと納税で寄附があるっていうのが分からなくても、この地域再生法に基づく事業を今までもずっと、だっ

て平成17年からあるんだから、今までもやってきましたって、この事業はこういうメニューで使い勝手がいい補助金がありますとかっていうんだったらそれで全然構わないと思うんですよ。

ただ、企業版ふるさと納税で寄附があるかもしれないから、常にこの事業でやっとうってということなのか。

田中大介総合政策課長

本市にあるスタジアムに関してなんですけども、サガン鳥栖、鳥栖スタジアムに関しましては、企業版ふるさと納税と相性がいいと言いますか、企業の皆様からの一番引き合いをいただく鳥栖市のコンテンツと言いますか、というところもございまして、今後数年内に大きな寄附金等も期待できるのではないかというもくろみと言いますか、計画を持っております。

そうした場合に、今の基金のない状況ですと、寄附金をいただきましたら当該年度で予算化をし、既存事業も含めて事業に充当させていただくという使い方しかできないんですけれども、基金を造成いたしますことによって、より大きな事業にも、サガン鳥栖のもっと大きな大規模改修ですとかっていうことにも、今後活用する可能性が出てくるものです。

まだ確実な話ではないんですが、将来的な寄附の可能性も含め、ここの受け皿となる基金を今回創設させていただきたいという趣旨でございます。

松隈清之委員

いや、その趣旨はもう十分分かってるんです。

基金をつくっておかないと、急な寄附が来たときに消化できないから、今回も要はバタバタこれをつくってると思うんです。でかい寄附が来たし、使い切れんと。

だから、そのバタバタとは言わんでしょけど、その条例をつくって、基金をつくってここに積むしかないからこうやってるんだと思うんです。そこは分かるし、つくること自体全く否定しないんですね。

ただ、要は、その使い道がこの地域再生法に基づく事業しかないわけじゃないですか。だから、出口が決まってるわけですね。

今後、いろんなものが出てくるかもしれないんだけど、例えば、そこで、このまち・ひと・しごとという名称が創生とか、何ていうんだろう、どういう基金なんだろうっていうのがあんまりびんとこんわけです。

だから、どんなものに使えるかっていうところでいくと、スタジアムはさっき言ったように、この企業版ふるさと寄附金と親和性があるから使いやすい事業なんだろうけど、そのほかにもこの地域再生法を使って企業版ふるさと寄附金が来たら、こういう事業も今後やっていきますみたいなやつが、その地域再生法に基づく事業を今後計画していくのかいかないの

か。

田中大介総合政策課長

まずは、スタジアムの魅力向上ということで、この基金に関しましては、国に地域再生計画の提出を、基金の目的として提出をしているところなんですけれども、今後の状況いかに、その目的については適宜見直しも含めて事業を検討していく、活用する事業は見直しも含めて検討していく方向と言いますか、つもりであります。

松隈清之委員

はい、分かりました。

松雪努政策部長

その地域再生計画、もちろん法もあったんですけど、そのあとにまち・ひと・しごとの地方創生の総合戦略、この地域再生計画の中で、これが乗ったような形になってるんですね。

それで、今回、そのまち・ひと・しごとを進める上でこの地域再生計画と一緒に合わせて乗せていくっていうようなスタイルになってますので、そこでまち・ひと・しごとっていう名前を付けさせていただいてるっていうことです。

池田利幸委員

この、まち・ひと・しごと創生推進基金ですね。要は、企業さんは目的として、これのために使ってねって、今、大体スタジアムに対して寄附をもらってますってことですね。

それで使い切れない部分を基金として積んでおきますって、そうやって大きいやつがどんどん乗ってくる中に全部がスタジアムとは限らない寄附、地域再生法の枠の中で言ったら、違うための用途としての基金で額が来る可能性もあるじゃないですか。そのときにそれもこの中に積みまして言ったら、要は違う目的のために使ってねって言ったやつも使い切らんかったら同じこの基金の中に乗るっていうことが起きる可能性はあると思うんですけど、そのときに、そこから次出すときに、スタジアムに使ったら、いや積み立てとるうちのこの分はもともと違う分のためよとかいう話にもなるんじゃないかなと思うんですけど、入れるときは入れるんでしょうけど、出すときの基準はこの中でつくってあるものなんですか。

要は、地域再生法の計画の中のやつには出しますよって言って出してしまうえば、企業からしてみれば、うちはこのために使ってよって入れたのに、違うことに使われてるんじゃないかっていう話に、「そのための事業を新たに追加するしかない」と呼ぶ者あり）その辺の整理をどうされるのかって、この条例に沿ってっていう部分はどうか考えられてるんですか。

田中大介総合政策課長

企業版ふるさと納税制度自体が鳥栖市の地域再生計画に賛同されて寄附をいただくもので

ございますので、いただいたその事業者が期待していただいた事業以外に充当するということはあり得ないといえますか、ないわけなんです、議員がおっしゃるように基金に入ってしまうと分からなくなるじゃないかという御指摘かと思いますが、今般創設する基金にしましては、そのスタジアムの魅力向上という目的でいただいた企業版ふるさと納税額のみを積んでいくことになるのかなと。

このほかの目的でいただきました企業版ふるさと納税に関しましては、それぞれその目的で従来どおり、当該年度で執行していく形になるのではないかと考えております。

池田利幸委員

それであれば、基金の名前が違ってよかったんじゃないかなって逆に思うんですね、スタジアムのために積み増していく基金だったら、もっとそっちのほうが分かりやすいんだろうなって——すみません、もうそれはそれ以上言わないです。この条例の中で第3条の中に、基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないっていうのをあえて入れてあると思うんですよ。これって、要は預金で入れて、預金の金利で増やしますっていう方法と今、国とかもやってるファンドっていう形で株式投資っていう部分も考えられる、この条文から言えば考えられるのかって思うんですけど、そういう部分で額が増えてきたら、株式投資、その分増やしますとかいう意図もあって、この条文をつくってあるのかどうなのかっていうのを確認させてください。

田中大介総合政策課長

第3条的には、そういうファンド的な運用もできるような書きぶりになっておりますが、それを意図して入れたものではございませんで、元本が割れるような形の運用には供さないという形での運用になるのかと考えております。

定例的に入ってる条文ではないかと思えます。

池田利幸委員

そしたら、現時点ではもう預金として入れ、その金利をっていう部分だけしか考えてないっていうことでもいいですね。

はい、分かりました。

伊藤克也委員長

ほかございますか。

上村典子委員

今のお話だと、もうスタジアムに使うと決めてらっしゃる、その企業もスタジアムのために使ってくれという寄附ということであれば、さっき牧瀬議員もおっしゃったように、ほかのものにはもう全く使えないという判断ですね。

今後、他社とかに寄附があった場合、ここの中にスタジアム以外のものを使ってくれって言われて寄附があった場合は、またこの基金に入れていくということもあるのか、もしくは、またほかに基金という形でつくってやっていくのか教えてください。

田中大介総合政策課長

現状、鳥栖スタジアムの改修以外では、その基金に積んで複数年度で財源を確保し行うような大規模な事業というものを想定しておりませんものですから、鳥栖スタジアム以外であれば、基金をつくらずとも当該年度で執行するような事業を計画していくのではないかと想定しております。

上村典子委員

ということは、この名前自体は先ほどすごく議論されてありましたけど、企業版ふるさと納税、地域再生計画に基づくということで、まち・ひと・しごと創生推進基金という、やはり勘違いされる、違ったものにも使えるんじゃないかと期待するような名前になってると思いますけど、その辺の名前の改定とか考える余地はあるんでしょうか。

田中大介総合政策課長

まず、企業版ふるさと納税制度のそもそものきっかけとなりましたのが、この基金の名称でもありますまち・ひと・しごとっていうところでもございまして、まずは鳥栖スタジアムの事業を念頭に活用していきたいと考えておりますが、その後につきましては様々な事業も可能性として想定されるものですから、基金の入口といたしましてはなるべくその色のつかないという、広い名称のほうがふさわしいかと思っておりますのでございます。

上村典子委員

はい、分かりました。

伊藤克也委員長

将来的なことも想定されながら、名称を決められたということだと思います。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。



議案甲第63号鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例

伊藤克也委員長

次に、議案甲第63号鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

それでは、議案書59ページをお願いいたします。

議案甲第63号鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例でございます。

今、鳥栖駅西側のコインパーキングを供用しておりますけれども、鳥栖駅西駐車場、ちょうどルートイン鳥栖駅前の道挟んで西側、フレスポ鳥栖と隣接するところに西駐車場がございますが、この西駐車場を廃止し、新たに同じ名称でございますけれども、ちょうど中央軒さんの北側でございます用地を西駐車場として整備をし、設置するものでございます。

現在の鳥栖駅西駐車場につきましては、都市計画道路の鳥栖駅・平田線の計画道路の中にごございます用地を今回、公有地の拡大の推進に関する法律という地方公共団体が用地を取得しやすいようにできる法律がございますが、その申し出が今回ございましたので、そこを先行取得し、今の西駐車場を代替地として提供するものでございます。

以上でございます。

伊藤克也委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

申し出があったためについていうところは、その申し出をするのは民間さんがやるってことですか。

行政に対して民間さんからそういう申し出がありましたよって、その国の法律に則った部分でそういうのがあるからってことで、民間さんが言われてきたってということになるんですか。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

そのとおりでございます。今、民間さんがお持ちの土地を市のほうで先行取得するつもりはございますかという申し出がございましたので、それに基づいて我々はその先行取得をするというものでございます。

さらに申しますと、その公拡法で取得した、要は、売った場合に関して租税特別措置法の適用がございますので、税金の控除が大きく受けられるという、そういうメリットがございます。

以上です。

伊藤克也委員長

ほかございますか。

松隈清之委員

難しいことではないんでしょうけど、この1条と2条の作り方っていうのかな、この1条で要は鳥栖駅西駐車場って改正でなくなってるじゃないですか。2条で出てくるんですよ。

これなんか、この作り方って何か理由があるんですか。

木原智範駅周辺整備課長補佐兼鳥栖駅周辺係長

条例第1条では、今の西駐車場を廃止するものを規定しております。

2条につきましては、新たな西駐車場、住所が変わりまして、その分を新たに設けるということを記載しているものになります。

以上です。

松隈清之委員

要は新しい……、答弁ありますか。

木原智範駅周辺整備課長補佐兼鳥栖駅周辺係長

補足になりますが、1条につきましては、廃止につきましては、附則のほうで62ページになりますが、令和8年1月14日をもって廃止をいたします。

2条の新しい西駐車場につきましては、別途規則で定める、整備を行っておりますので供用のめどが立ち次第、別途規則において定めたいというふうに考えております。

以上です。

松隈清之委員

今、例えば、施行日が令和8年1月14日、規則でね。ということは、新しい西駐車場はまだないですもんね。

はい、分かりました。

伊藤克也委員長

ほかございますか。

牧瀬昭子委員

もともとあった西駐車場の利用が駅からすぐ見えて分かりやすくてっていうところがあったと思うんですけど、今度中央軒の北側になるということで、利用者の方が目につくところにあるかどうかで、利用率が減るのではないかと私は思うんですけど、そのあたり何か、もし減りそうであれば、何かちょっと見やすくするとか看板をつけるとかなんかそういう工夫とか、どういうふうに見込んでいるのか。

あそこはとめる人が多いから、そこまでしなくても大丈夫なのかというふうに見通しているのかというのがあれば教えてください。

緒方守市民環境部長

今議会の市民環境部関連の議案につきましては、甲議案が3件、乙議案が2件となっております。

詳細につきましては、各担当課長から御説明させていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

楠和久税務課長

ただいま議題となりました、議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）のうち、市民環境部関係分について御説明いたします。

総務常任委員会資料の補正予算説明資料2ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

款1市税、項1市民税、目1個人、節1現年課税分につきましては、納税義務者数の増加等により、今年度の調定の状況や収納実績を踏まえ、均等割分を200万円、所得割分を2億6,000万円、計2億6,200万円を補正するものでございます。

項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分につきましては、今年度の調定や収納実績を踏まえ、土地分を600万円、家屋分を1億600万円、償却資産分を9,600万円、計2億800万円を補正するものでございます。

項5都市計画税、目1都市計画税、節1現年課税分につきましては、固定資産税と同様に今年度の調定や収納実績を踏まえ、土地分を2,000万円、家屋分を2,900万円、計4,900万円を補正するものでございます。

有馬秀雄市民課長

続きまして、款16国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金につきましては、入管法等の一部改正に伴い、中長期在留者所有の在留カードに内蔵されたICチップに市窓口で住居地等の情報を記録する業務が追加されることになり、その業務に使用する端末等の購入に係る補助になります。

補助率は10分の10でございます。

原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

資料は3ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金につきましては、消費者行政推進事業におきまして、追加の補助金の交付決定がなされたものでございます。

その下、款23市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債につきましては、鳥栖まちづくり推進センター整備事業に係るものでございます。

内容につきましては、歳出で御説明いたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

委員会資料の4ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費、節10需用費及び節17備品購入費につきましては、消費生活センターの相談業務に際し国民生活センターのシステム改修に伴いまして、消耗品等の整備が必要となったものでございます。

次に、目11まちづくり推進センター費、節1報酬及び節3職員手当等につきましては、給与改定に伴い、会計年度任用職員に係る人件費を補正するものとなっております。

その下、節12委託料につきましては、鳥栖まちづくり推進センター整備事業の実施設計等業務を行うに当たり、7,430万円を補正するものでございます。

資料の7ページを御覧ください。

鳥栖まちづくり推進センターの整備につきましては、鳥栖まちづくり推進センター分館の老朽化に伴いまして、改修工事の必要が生じておるところでございます。

鳥栖市公共施設等総合管理計画に基づきまして、本館と分館とがあるものにつきましては統合し、現在の鳥栖まちづくり推進センター分館の敷地に新たな施設を建設するものでございます。

次に8ページを御覧ください。

第2表繰越明許費でございますが、鳥栖まちづくり推進センター整備事業につきましては、実施設計等の業務完了までに10か月程度の期間を要することから、年度内の完了が困難であるため、あらかじめ7,430万円全額を翌年度に繰り越すものでございます。

市民協働課関連部分につきましては以上です。

楠和久税務課長

続きまして、項2徴税费、目1税務総務費、節2給料から節4共済費につきましては、人事異動等に伴う税務課職員の人件費の補正でございます。

有馬秀雄市民課長

続きまして、5ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の節1報酬から節4共済費につきましては、給与改定及び人事異動等によります市民課職員及び会計年度任用職員人件費の補正でございます。

節17備品購入費につきましては、歳入で御説明しました在留カードに居住地情報を記録するための端末等の購入に伴う補正でございます。

槇浩喜保険年金課長

続きまして、款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 後期高齢者医療費の節1 報酬から節4 共済費までは、給与改定等に伴い、職員及び会計年度任用職員の人件費に係る支出見込みによりそれぞれ補正するものでございます。

6 ページをお願いいたします。

項4 国民年金事務取扱費、目1 国民年金費の節1 報酬から節4 共済費までは、給与改定等に伴い、職員及び会計年度任用職員の人件費に係る支出見込みによりそれぞれ補正するものでございます。

増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長

次に、款4 衛生費、項4 清掃費、目1 清掃総務費、節2 給料から節4 共済費までは、給与改定及び人事異動等による職員22人分についての補正でございます。

以上で、議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）について、市民環境部関係分の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

伊藤克也委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

上村典子委員

7 ページですけど、鳥栖まちづくり推進センター整備事業について、事業内容、実施設計等委託料の7,430万円の内訳を教えてください。

原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

実施設計等業務委託料7,430万円の内訳でございますけれども、建物そのものと敷地内の実施設計につきまして6,500万円、敷地外の整備部分の敷地外の整備委託料として930万円、合わせて7,430万円となっております。

鳥栖まちづくり推進センターにつきましては、基本設計業務を今年度取り組んでおるところですけれども、その発注前から地元から、整備に当たっては車の出入口についても合わせて整備をお願いしたいという御要望がございまして、今回出入口の部分と敷地外に当たる部分なんですけれども、こちらについて別途、設計業務を発注したいということで分けて積算をいたしております。

予算としては7,430万円の合計でお願いをしているところです。

以上です。

伊藤克也委員長

ほかございますか。

池田利幸委員

5 ページの款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費の節 17 備品購入費の中の中長期在留者住居地等記載のための端末等購入費、国が言ってるけんするっていうことになるんでしょうけど、これは背景的にどういうことがあってこれがあったのか、今ちょっと調べてたんですけど、中長期在留者は日本に 3 か月を超えて適法に滞在する外国人ですっていうことなんでしょうけど、鳥栖市の中でどれくらい今いらっしゃるのか、この更新っていうかしてもらわなきゃいけないんでしょうけど、何人ぐらいいらっしゃるのか大体把握してあるかどうか教えていただいてもよろしいですか。

有馬秀雄市民課長

まず、中長期在留者が現在 2,150 名ほどいらっしゃいます。

更新、今回在留カードの IC チップに住居地情報を記録する必要があるということで説明をいたしましたけれども、必要となるのが来年、令和 8 年 6 月 14 日以降に係る転入、転居そういうものが発生する場合に書き込み等が必要となるというふうになっております。

以上でございます。

池田利幸委員

ていうことは、それまでの期間中は基本的には関係ない、今までどおりっていう、その期間中にも日本にいる方、そこからこの更新の期間ってあるんでしょうけど、更新のタイミングで、その今、言われてた期間を超えたタイミングで更新をされる方々はしなきゃいけないですよっていう今回の事業になるってことなんですか。

有馬秀雄市民課長

そのとおりでございます。

池田利幸委員

中長期在留者ってこと、要は留学生として、鳥栖でいえば日本語学校にまず通いますよっていうことで来られて、そこからもっと滞在したいなっていうときには専門学校だったりとか大学に通い直しますよっていうことで、どんどんどんどん延ばされていくんだと思うんですけど、そのタイミングでずっと今から更新して居場所をきちんとやっていかなきゃいけないよって——すいません、きれいには国の内容を分かってないですけど、もともと留学生として来た人たちがポンって居場所が分からなくなるっていうのをなくすためにこの制度はできてるんですか。

その辺が、新しく IC でやるっていう部分の意味合いっていうのは、そういう部分なのかどうなのかっていうのを伺いたかったんですが、国が言ったからとりあえずやりますよっていうことですか。

伊藤克也委員長

目的みたいなところですか。（「一番最初に聞いたのはもともと目的、これをやる目的」と呼ぶ者あり）

緒方守市民環境部長

今回の最大の利点につきましては、手続きを簡素化することが利点になっております。

これまでは在留資格関連の手続きにつきましては、出入国在留管理局で行っていたものを市町村でも行うということで、新制度では一体化された在留カードの取得によりまして、手続きが1か所で行うことができるというふうに変更になったものでございます。

池田利幸委員

これは、今まで入管とかで手続きを外国人さんたち、留学生の人たちとも取りに行かれてた部分が入管に行かずに市町村窓口でできるようになるっていうことになるんですか。

脇友紀子市民課長補佐兼整備係長

まず、議員お尋ねの分の資格については、入管のほうのお仕事になります。その時に在留カードっていうのをそれぞれお持ちで、ずっと持っていてくださいと保有が義務づけられたものになります。それにマイナンバーカードみたいに顔写真と住所が記載されております。

中長期の方も住民票の登録がありますので、住民異動のお届けは市のほうでしていただく。先ほど課長が申したように、転入とか転居でその際に券面の表記のところは、今までも市役所のほうで新しい住所を書き加えておりました。

ただし、中に入ってるICチップについては、入管の物で市のほうで触ることが今までありませんでした。

来年度からはそのICチップにも住所を書き込んでくださいということで、そのための機材等を購入するための補助金が今年度追加で来たものです。

池田利幸委員

今までは市で記載、要はICには記録できない、入れなかった部分を市でも入れられるようにするためのやつですよって、市には業務上で何かメリットがあるんですか。

有馬秀雄市民課長

先ほど部長のほうで申し上げましたけれども、今回端末を導入して、今回の業務を行うことによりまして、お客様の滞在時間を抑制したりとかといったことでメリットはございます。

以上でございます。

松隈清之委員

ICチップが搭載された在留カードっていうのはもう今すでにそれを使われて、皆さんはそれを持たれてるっていう前提でいいんですか。

有馬秀雄市民課長

そのとおりでございます。

松隈清之委員

例えば、住所地が変わらない人っていうのは変わるまではそれを持ってきて市役所とかに来ることはないっていうことですか。

有馬秀雄市民課長

そのとおりでございます。

カードの更新のタイミングとか、そういうときには手続きが必要ですがけれども、住所がそれまで変わらないとか転出とかない限りは、中身を手直しすることはございません。

以上でございます。

松隈清之委員

今までもカード上の住所は変更をしてたけれども、チップのデータはされてないということだったんですけど、例えば今回そのチップの中のデータも変更するっていうことになるんですけど、来年度予算に出てくるのかどうか分かんないですが、その事務費がまたプラスアルファで来たりっていうことはあるんですか。

今回端末の補助金だけなんで、新年度になってから、そういう事務負担というのがこれで増えるのかどうかちょっと分かんないんですけど、これで事務負担が増えますか。

有馬秀雄市民課長

今回のシステム導入に伴って、おっしゃられますように、幾分その事務委託金にも影響が出ると、少し上がるんじゃないかというふうには予想しているところでございます。

以上です。

伊藤克也委員長

ほかございますか。

牧瀬昭子委員

鳥栖まちづくり推進センターの7ページの分でお願いします。

敷地外930万円の中でおっしゃっていただきましたけれども、外の入口のところはかなり狭かったり、往来が多かったりということで、いろいろな課題があるということだと思うんですけども、どういう構想というか、想定をされているのか教えてください。

原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

鳥栖まちづくり推進センターの新しい施設につきましては、今、鳥栖分館が建っている敷地に建設いたしますが、現在の分館は西側の市道からの出入りしかできないようになっています。こちらにつきましては、地元のほうからは東側からも要は、天満宮と分館の間の道を通

って出れるようにしてほしいという御要望がございました。

こちらにつきましては、市道ではなく、里道になっておりまして、道幅が広くはございません。そこを車が通れるようにしてほしいという御要望がございましたので、里道に側溝がついておりますけれども、こちらに蓋をかけて幅員を確保して車が出れるようにしてほしいということで、今回その設計を行うための予算を計上させていただいております。

地元のほうからは、常時そこを車が通ることではなく、駐車台数が非常に多く、出入口が混雑するようなどときには、東側を使って出ていく車を出すというようなことを想定しているということで御説明はさせていただいております。

ただ地元のほうからは、安全確保について、今までそこは里道であって、車が通る頻度というのは全く通らないわけではなく、軽トラックあるいは軽自動車を通る程度だったんですけれども、近隣住民の方は今後増えるのではないかという懸念をお持ちでおられますので、そこにつきましては、安全対策をしっかりとやっていくということで御説明はさせていただいております。

今後、実施設計の中におきましても、その点については近隣住民の方とも御意見を少し伺いながら、設計業務を進めていきたいと思っております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。詳細をいただきました。

住民の方から言われるのが、さっきおっしゃった往来が多かったりすると自転車とか歩行者がそこはよく通るので、車がもう本當ぎちぎちの状態を通ってくるととても危険だということをおっしゃっていただいて、もう一つ言われたのが曲がり角のところにちょうど電柱が建っているので、そこで離合が発生するとか、よけなければならないとしたときの事故の可能性を懸念されていたんですけど、そのあたりの検討は、現在どうでしょうか。

原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

その里道の現況の幅員は2.6メートルほどで、もともと離合ができる幅ではございません。その中に御指摘のように電柱が1つ建っておりますけれども、こちらにつきましては市の財産ではございませんで、現在のところはそのまま扱わずに開館に結びつけたいと思っておりますけれども、状況を見て、設置者である九州電力等に移設の必要が生じた場合には、移設をお願いするようになるかと思っております。

水路への蓋かけをした後は3.6メートルほどに幅員が広がります。それでもやはり電柱があることで、離合は難しいと思っております。

電柱があることで一定その通路の安全性が確保できてる部分もあるのかと思うところもございますので、そのあたりは様子を見ながら、移設をお願いするのか、そのままにしておく

のかというのは検討していきたいと思います。

以上です。

牧瀬昭子委員

町の声をいろいろと聞いていただいているからこそ、今、具体的にお話を進めていただいているんだと思うんですけど、この実施設計に入る前の段階で市民説明会を行っていただいているんですが、聞いた声でこういうふうに検討しようと思っているとか、先ほどの道のことは含めておっしゃっていただいたと思うんですが、そのほかあれば教えていただけますか。

原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今年の7月25日ですけれども、真木町におきまして住民説明会を開催しております。その中でいくつか御意見であるとか、御要望を頂戴いたしました。

全体で34件の御要望を説明会の中ではいただいております、説明会の時点でこれは検討できるなという部分については、いくつか御紹介させていただきます。

まず、1階と2階とに授乳室を設けるようにしておりますけれども、2階の授乳室におきまして、授乳室の位置が使いづらいのではないかとということがございました。

エレベーターから少し離れたところにもございましたし、そういったところで再度、検討していただけないかというようなことで御要望を賜りましたので、その点については基本設計業務の設計会社と協議いたしまして、配置については見直すことができております。

そのほかで、あとは御要望のところなんですけれども、屋外トイレを設置できないかというお声もいただきました。

そこについては、住民説明会の中では検討するというところでお答えしましたけれども、よくよくほかの方の御意見をいただきますと、そこにあることで夜間に人が集まってくるのではないかと、そこが心配だというお声も頂戴しましたので、今の時点では屋外便所については設置しない方向で考えております。

あと、トイレの個数について、女子トイレのトイレの数が少ないと感じるが問題ないかという御意見をいただきました。

今までの鳥栖まちセンの分館の最大利用人数は1日当たり、総会とかそういったものを除いて、通常利用の場合で60人ほどでございましたので、こちらを最大数として、必要な便器数について見込んでおります。

民間企業から出ている算定のものを使って設置数を決定しております。

そのほかでは、外回りになるんですけれども、駐車場のヘッドライトの明かりであるとか、排気ガスあるいは駐車場の人からの民家に対しての目線が気になるということがございましたので、そこについて目隠フェンス等を考えられないかということで御意見をいただきました。

たけれども、こちらについては実施設計の中で検討させていただくということでお話をしています。

あと、利用者の方から今回鉄筋コンクリート造2階建てを建てる予定なんですけども、2階の部分からの目線が気になるという御意見も頂戴いたしました。そのあたりにつきましては、施設のカーテンやブラインド、こちらの委員会室のようなブラインド等を設置するなりして対応するようにしたいと考えております。

いずれにいたしましても、実施設計の中で具体的に対応していくものが出てまいりますので、その中で検討していきたいと思っております。

以上です。

池田利幸委員

同じところですよ。

今でもカーボンニュートラルの部分、環境面としても最新のやつを取り入れていきますと言われてたと思うんですけど、その部分は使用される地域の方々との話し合いでどんな感じで今、進んでるんですか。

原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今年の3月に基本設計業務を発注いたしておまして、その中でZEBに関して、ZEBレディを達成していくようにということで設計に取り組んできております。

この部分に関して利用者あるいは住民の方からの具体的な御意見は頂戴しておりませんが、今、基本設計の中ではZEBレディは達成できる設計となっております。

設備等についても、それに見合ったものを整備していくということで進めております。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。いや、目的のところに言葉が載ってないと思って聞いたんです。あと一点ですけど、これ本館、分館統合で分館のところに造るってことになるんですけど、統合した後の本館の運用自体はどうなっていくんですか。

すいません、前に説明を受けてるのかもしれないんですけど。

原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

現在の鳥栖分館の新しく施設ができた後の利用については、現時点ではまだ未定となっております。

ただ、施設としてはまだ使えるものですので、今後は庁内で協議をして再利用できるようにしていくようになるかと考えております。

一応、新しい鳥栖まちセンが完成するのは令和10年度末ということで、あと2年、3年ほ

どは時間がございますので、その間に内部で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

池田利幸委員

令和10年に供用開始ってということで、その時には基本的に本館の機能も全部持っていきま
すって話でしょうか。

決まっていなかったら、一旦、そこは何も使わない状態になるってということになるんですか。
そこで分館機能として少し使いますとかもなく、基本的には他の使用目的を今から2年間と
かで考えていって新しいところが供用されたときには別の使用目的として使い始めますって
いうことでよろしいんですか。

原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

御指摘のとおりでございます。

今後決定をしていくということです。

伊藤克也委員長

ほかございますか。

牧瀬昭子委員

すいません、もう一点。

防災機能というところでなんですけれども、今までの本館で避難所として使われてた方々
の人数と同等ぐらいなのか、それとももうちょっと避難所としての利用も拡張しようとされ
てるのか、そのあたりはどのような御検討なのか教えてください。

原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

新しいまちセンの防災機能の部分につきましてですけれども、鳥栖まちセンに限らずとも、
平成30年度から旭まちセン、その後令和2年度に田代まちセン等の改修を行ってきておりま
すけれども、いずれも防災倉庫の設置あるいはシャワー室、授乳室等の整備を行ってきてお
ります。

鳥栖まちセンにつきましても、今、本館に倉庫がございますけれども、新しいまちセンに
おいてもより広い、収容人数に応じた防災倉庫を設けるようにしていますし、シャワー室あ
るいは授乳室も整備するようにいたしております。

あと、停電時の電源確保につきましても、他のまちセンも発電機を設置しておりますけれ
ども、鳥栖まちセンにつきましても非常電源を確保するように進めているところです。

以上です。

牧瀬昭子委員

収容人数に関してはどうですか。本館の今の分と同じぐらいなのか、もう少し増える予定

なのか。

原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今の本館の人数がすぐには分からないんですが、延べ床面積としてはかなり増えるようにはなっただけです。

収容人数といたしましては、新しい施設の1階部分で180人、2階部分で81人を想定しております。

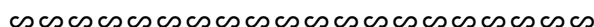
1階部分につきましては、ホールを避難スペースとしてみていないので、そこを避難スペースとして入れると、さらに人数は増えるかと思えます。

伊藤克也委員長

ほかございますか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。



議案乙第30号令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

伊藤克也委員長

次に、議案乙第30号令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

榎浩喜保険年金課長

それでは、議案乙第30号令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入について説明申し上げます。

資料の2ページをお願いします。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金及び款5繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、歳出の人件費に係る補正に伴う財源として補正するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

資料3ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の節 2 給料から節 4 共済費、また、次の項 2 徴税費、目 1 賦課徴収費、節 1 報酬、節 3 職員手当等で、その下、款 5 保健事業費、項 2 保健事業費、目 3 健康推進事業費、節 1 報酬につきましては、給与改定等に伴い、職員及び会計年度任用職員の人件費にかかる支出見込みにより補正するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

伊藤克也委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
ないですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。



議案甲第50号鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例

議案甲第58号鳥栖市税条例の一部を改正する条例

議案甲第59号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例

伊藤克也委員長

次に、議案甲第50号、議案甲第58号及び議案甲第59号を一括議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信します。

それでは、執行部の説明を求めます。

原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

ただいま議題となりました、議案甲第50号鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

甲議案参考資料の2ページをお願いいたします。

改正の理由といたしましては、鳥栖市公共施設等総合管理計画に沿って、鳥栖まちづくり推進センターと鳥栖まちづくり推進センター分館を統合し、現在の鳥栖まちづくり推進センター分館敷地において新たな施設を設置することとしておりますが、鳥栖まちづくり推進センター分館につきましては、令和8年4月1日をもって用途廃止をすることといたしましたので、条例改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、条例第2条の名称及び位置を記載した表から鳥栖まちづくり推進センター分館を削除するもので、施行日につきましては令和8年4月1日でございます。

なお、用途廃止後は鳥栖まちづくり推進センター分館の解体工事に着手してまいりたいと考えております。

市民協働課分は以上です。

楠和久税務課長

議案、次のページをお願いいたします。

議案甲第58号鳥栖市税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴うものでございます。

改正の内容といたしましては、納税者の住所等が不明な場合に行う納税通知書等の公示送達制度の見直しでございます。

現在、公示送達につきましては、市役所入口前に設置しております掲示板に提示することにより行っておりますが、インターネット等に掲載することにより、不特定多数の方が閲覧できるよう掲示方法の追加を行うものでございます。

以上、御説明といたします。

有馬秀雄市民課長

続きまして、4ページをお願いいたします。

議案甲第59号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例案の概要について御説明いたします。

改正理由といたしまして、窓口DXを推進していく観点から、コンビニ設置の多機能端末機により交付されます住民票等の手数料を市民課窓口で交付される額より50円減じた額とするものでございます。

施行日につきましては、令和8年4月1日でございます。

以上で、市民環境部関係議案の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

伊藤克也委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんか。

牧瀬昭子委員

議案甲第58号の分なんですけれども、不特定多数の方が閲覧できる状態になるということなんですけど、例えば、DV避難をされてる方とかそういう方への配慮とかっていうのはどのようにお考えなのか教えていただけますか。

楠和久税務課長

DV等に関係する方々については、当然公示送達等の措置は行わないということになるか

と思います。

伊藤克也委員長

ほかございますか。

松隈清之委員

いやいや、今の質問なんですけど、そもそもこの公示するって住所が分からないから、何らかの方法で伝達しようとしてるわけで、DV被害者で住所が分かってる人に対して公示することってあり得ないと思うんですけど。

楠和久税務課長

そうですね。

いろんなケースがあるかと思いますが、住所が例えば住民票が設置されてその住所であっても、実際そこに住んでないとか、郵便物が届かないとか、そういう場合に公示送達することもございますので、住所が不明というか、例えば鳥栖市が把握してる住所に住んでないという方も含まれるということになります。

伊藤克也委員長

いいですか。

松隈清之委員

だから、DV被害者とか住所を公示すべきでないっていう人に当たるかどうかって話ですよ。

例えば、そういう対象の人が把握している住所地に住んでない。住んでない時点で、そこなんか、その人に対してここで公示することに対して、住所情報とかそもそもないわけでしょう。

だから、配慮するようなシチュエーションがそもそもあるといえるのかっていう。

楠和久税務課長

例えば、DV被害で避難されている方については、個別にいろんなケースがあると思います。それは配慮で、例えばそこに郵便物を送らないようにする場合とかあるかと思いますが、そういった方にはそれぞれの状況に応じて対応させていただきたいと考えております。

池田利幸委員

同じところなんですけど、この公示送達、今市役所の玄関のところに貼ってあるやつがそうだと思うんですけど、改正後にインターネットに掲載と一番下または事務所のパソコンの画面に表示ってなってるじゃないですか。

このインターネットに掲載ってというのは、鳥栖市のホームページ上で貼りますよっていうことなのか、別で何かインターネットのやつに出すのか、この事務所のパソコンの画面って

というのはどこの事務所を想定されてる言葉になるのか教えてもらってもいいですか。

楠和久税務課長

インターネットに掲載というのは、議員がおっしゃられたように、鳥栖市のホームページ上にPDF等で掲載することになるかと思います。

事務所のパソコンっていうのは、現在そこまで具体的に検討はしてありませんが、市役所の窓口パソコンを設置して、市民の方がそれを見るというようなことが想定されております。

以上でございます。

池田利幸委員

これって、ここまで広げたからって言って、現時点で効果があるのかっていう部分は（「それはそもそも論」と呼ぶ者あり）別として、公示送達するってことは、手続上最終手段として今から進めていきますよっていうためにしなきゃいけないっていう部分だと思うんですけど、この改正後は公示送達の期間が短くなりますとか、何か変わることによって行政手続上でメリットって生まれてくるものなんですか。

楠和久税務課長

おっしゃられるように、公示送達に関しましては、いろんな調査をした結果、どうしても分からないという方が対象になりますので、鳥栖市のホームページ上に掲載したところと申しますか、そこまで実態が変わるかっていうとそうではないのかという印象は持っております。

今回改正になるのは、あくまで掲示方法、お知らせする方法だけですので、その他の期間等は改正にはなっておりません。

伊藤克也委員長

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



報告（税務課、環境課）

固定資産税・都市計画税の課税誤りについて

資源物回収方法の見直し・ごみ集積所整備について

伊藤克也委員長

次に、議案外の報告が2件ありますので、固定資産税・都市計画税の課税誤りについて、それから資源物回収方法の見直し・ごみ集積所整備について、これをお受けいたしますので、資料は書記からタブレットに送信いたします。

それでは、報告をお願いいたします。

楠和久税務課長

2ページをお願いいたします。

固定資産税・都市計画税の課税誤りについて御報告いたします。

改選前からいらっしゃる議員の方々には、本年10月に御報告させていただいておりますが、改めて御報告させていただきます。

誤りの内容といたしましては、共有名義の土地について、誤って単有名義として登録していたため、本来であれば免税点未満となる土地について課税していたものでございます。

事案1につきましては私道について、事案2につきましては山林について、共有名義の土地について単有名義として課税していたものでございます。

原因といたしましては、持ち分の移転登記がされた際に誤って単有名義として課税台帳に登録していたことによるものです。

今回の事案を受けまして、法務局の登記情報を基に共有名義の土地、建物について全件チェックを行っているところでございます。

また、今回事案1及び事案2の納税者の方にはそれぞれお詫びと説明を行い、還付手続きについても完了しているところでございます。

以上御報告といたします。

増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長

次に資料3ページ、資源物回収方法の見直し・ごみ集積所整備についてでございます。

令和8年度当初での予算化実施に向けて計画している事業についての御報告でございます。

1、資源物回収方法の見直しについてでございます。

目的としましては、資源物回収方法の見直しによる市民の利便性の向上及び本市のリサイクル率の向上を図ることとしております。

事業として2つ計画をしております、1つ目が(1)古紙類回収ボックスの設置でございます。

事業内容は、まちづくり推進センター8施設に新聞紙、雑誌類、段ボールの古紙類を出せるボックス——物置をイメージしてもらおうといいんですけど——を設置するものでございます。

検討状況としましては、9月の嘱託員会で全地区に計画の説明をいたしております。

令和8年度は3施設への設置を計画しております。田代、鳥栖北、旭の各まちづくり推進センターに設置したいと考えております。

残りのまちづくり推進センターにつきましても、年次計画で設置してまいりたいというふうに考えているところでございます。

2つ目としまして、町区におけるコンテナ回収品目の追加でございます。

事業内容は、各町区で月に一、二回実施しております資源物コンテナ回収におきまして、現在回収の対象としていない7品目、新聞紙、雑誌類、ダンボール、牛乳パック、白色トレイ、古着、容器包装プラスチックについて、町区の希望に応じて追加できるようにするものでございます。

検討状況としましては、こちらも9月の嘱託員会で全地区に計画の説明をいたしまして、実施に関してのアンケート調査を行っております。

令和8年度は15町区において各1か所ずつ試行的に実施することを計画いたしております。次に、ごみ集積所整備についてでございます。

ごみ集積所へのごみボックスの購入費の補助の実施を検討いたしております。

事業内容としましては、可燃物のごみ置き場へのごみボックスの設置を行う町区に対しまして、購入費の一部を補助するものでございます。

検討状況としましては、11月の嘱託員会で全地区に計画の説明を行い、アンケート調査をお願いしております。需要量の把握を行っているところでございます。

御説明いたしました3つの事業につきましては、町区と事前の協議、調整等を行いながら、令和8年度の当初予算で御提案できますよう、準備を進めているところでございます。

説明は以上でございます。

伊藤克也委員長

この際ですので、委員より確認しておきたいことがありましたら、お受けをいたします。

松隈清之委員

古紙回収ボックスをまちセンにっていう話なんですけど、これは市がやってほしいと思っ
てやってることなのか、まちセンがそういうニーズがあるから置かせてほしいって
ことで話が来てるのか、なおかつ、古紙の処分の方法を市の回収場所として設置して、
その売却とか処分も含めて市がやるのか。

さっきのまちセンが置かしてほしいということだったら、例えばまちセンが集めて売却
して、まちセンの収益になっていくのかそこをどういうふうに考えておられますか。

増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長

今計画しております古紙類回収ボックスの設置につきましては、市のほうで計画をしておりますもので、まちづくり推進センターについては置かせてくれということで御協力をお願いしているところでございます。

したがって、そこで集まりました資源物につきましては、市のほうで回収をして資源化をするという流れになってまいります。

松隈清之委員

はい、分かりました。

コンテナ収集品目の追加、これは町区の希望に応じてということでございますけど、これは町区からの要望で始められるということなんですか。

増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長

資源物の回収につきましては、町々の資源物広場では全品目、今回回収をしているような状況でございますが、ちょっと位置的なものもございますので、少しでも近くというようなことがまずございます。

それで、町区、住民の皆様からは、近くで出したいというようなお声をこれまでもいただいてましたので、その方法について検討をしてみたいところでございます。

それで、市のほうの問題意識としましては、可燃物の中にそういう資源物が混じっているということが大きな問題であるということございましたので、なるべく近くで出せる物については出していただくということで、まずは、まちセンに古紙類については出していただく。

それに加えて、もう少し近くということで、コンテナ回収の品目の追加を試行的に行いまして、今後その試行の結果を見ながら、広げていけたらというふうに思っているところでございます。

松隈清之委員

分かりました。

最後のごみ集積所の整備は、ボックスの購入補助なので、基本的には町区とかから買いたいんですけど補助してくださいという形になると思うんですね。

ということは、設置場所も町区のほうで全部整理されて、公共地ではなくて民地の中にボックスを設置するような形になっていくと理解していいんでしょうか。

増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長

今回、補助を検討いたしておりますけれども、ごみの集積所に関しては、ルール的にはこれまでと変わりませんので、今の委員が言われましたように民地の場合もございますし、あと公共施設も一部ございますけれども、今回その補助をするからといって特別受け入れると

いうものではございませんので、今も道路に置いてある箇所とかございますけれども、そちらについては道路管理者と協議しながら、置く場所については、置かしていただいてそれに補助を出すというようなことで考えているような状況でございます。

池田利幸委員

一番下の検討状況のところですけど、令和7年11月の嘱託員会で需要把握ためのアンケート調査を実施。これはもうすでに終わられているってということだと思っんですよ。

僕も基里の嘱託員会を外で聞いてたら、大もめしてたような感じがしてたんですけど、これはアンケートの実施調査の結果ってどういう感じなんですか。

増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長

こちらのアンケートにつきまして今週がちょうど期限にしております、現在集計中でございますので、今、御報告することができないんですが、思ってたより数は出るのかという印象を受けているような状況でございます。

池田利幸委員

これ今までボックス購入に対して市は一切補助は出してなかったんですよ。

町区でもそのボックスの費用を出してるところと出してないところとあってって部分だったんだろうけど、これをするによって今後もずっとボックスを町区が設置したいっていうときには補助金として制度的につくっていくっていうことになるんですか。

これは単発で、今回の分はまずやりますよって恒常的にはまだ考えてませんよってということなのか、どうなのかと思っまして、いかがでしょうか。

増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長

こちらの補助制度につきましては来年度から始めるということですので、時限的なものではないという位置付けをいたしております。

伊藤克也委員長

ほかありますか。

[発言する者なし]

それでは、議案外の報告を終わります。

これをもちまして市民環境部の審査は終了いたしました。

委員の皆様、暫時休憩をします。

午後3時59分休憩



午後 3 時 59 分再開

伊藤克也委員長

それでは、再開をいたします。

現地視察の件で、副委員長、確認をお願いいたします。

牧瀬昭子副委員長

現地視察のほうですが、特に皆さんの方からはなかったでしょうか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

御提案させていただきたいと思いますが、話の中で出ておりました西別館解体の件ということで、すぐ近くではございますけれども、中に入って鍵なども開けてもらえるような話も聞いておりますけれども、もし可能であればどのようなものなのか、現地を見せていただくというので、御提案したいと思いますが、皆さんどうでしょうか。

伊藤克也委員長

皆さん、今西別館解体されます約60年近く頑張った施設を解体されるということですので、最後、一度見ておきたいという副委員長からの提案でございますが、いかがでしょうか。

〔発言する者あり〕

行ったことない方もいらっしゃると思いますので、いかがですか。（「審査に必要ななら全然行っていいですよ」と呼ぶ者あり）その辺のこともちょっと含めて、皆さんにもう1回、再度お願いをしてみたらいかがですか。

牧瀬昭子副委員長

それぞれでという御意見もあろうかと思いますが、ぜひ総務常任委員会全員で見ることによって確認することや御説明をいただきながら確認する必要性もあると思いますので、行かないと見れないこととか、行かないと分からないことも出てくると思いますので、行ったことある方も解体をするという視点でその場で見ていただくともまた違うものがあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

伊藤克也委員長

皆さん、どうですか。

古賀委員、いかがですか。

古賀秀樹委員

私は全然大丈夫です。

伊藤克也委員長

行きたいですか。行きたいですね。

古賀秀樹委員

そうですね、行きたいです。見てみたいです。

伊藤克也委員長

重松委員、いかがですか。

ぜひ見てみたいです。 (発言する者あり)

どうでしょう。皆さんいかがでしょう、現地視察は西別館解体に行くということでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

そうしましたら、お諮りを改めていたします。

現地視察につきましては、12月18日木曜日午前10時より西別館について視察を行いたいと思いますので、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。



伊藤克也委員長

本日の総務常任委員会はこれで散会をいたします。

午後4時4分散会

令和7年12月18日（木）

1 出席委員氏名

委員長 伊藤克也
副委員長 牧瀬昭子
委員 中村直人
委員 上村典子
委員 松隈清之
委員 重松忠
委員 池田利幸
委員 古賀秀樹

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努
総合政策課企画政策係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 小柳洋介

総務部長 小柳秀和
総務課長 田中秀信
総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介

市民環境部長 緒方守
市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄
市民協働課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼市民相談係長兼
消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 築地美奈子

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 野口晶子

5 日程

現地視察

庁舎西別館

自由討議

議案審査

議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案乙第30号令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案甲第50号鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例

議案甲第51号鳥栖市行政手続条例の一部を改正する条例

議案甲第52号鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例

議案甲第53号鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

議案甲第54号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第55号鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第56号鳥栖市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第57号鳥栖市まち・ひと・しごと創生推進基金条例

議案甲第58号鳥栖市税条例の一部を改正する条例

議案甲第59号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例

議案甲第63号鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

総務常任委員会の閉会中の継続審査の件

〔採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

委員の皆様から何か御質問等ありましたらお願いします。

池田利幸委員

資料の提出をいただきましてありがとうございます。

お伺いなんですけど、今もらってるやつで仲介業者さんからっていう部分があるんですけど、どこの企業さんから寄附とかいう部分が載ってないじゃないですか。これって、基本的に公開をしないものなのか。

要は、大きな額で直接いただくC y g a m e sさんとかから来た場合はC y g a m e sさんからこれぐらいです、これを充てさせていただきますっていう部分を言われるじゃないですか。

額の大きさにかかわらず、その用途で出してもらってるっていう方ってここを通してこられたってことは企業としても何かしらのメリットを求めてあるのではないかなという、企業のPRも込めた部分でっていう部分になると思うんですけど、その辺の取扱いは今どういう感じでされてるのか教えてもらってもいいですか。

小柳洋介総合政策課企画政策係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長

仲介事業者を経由しました企業様につきましては、市のホームページに社名を掲載するようにいたしております。

牧瀬昭子委員

先ほど御説明いただきました意向に沿いましてというところがあったと思うんですが、この意向というのはそのテーマを挙げてあると思うんですね。

充当先っていうのは、例えば一番上が公園遊具の整備費用とかっていうことで、これについてはどこがこれに使いましょうというのを組み立てていくのか、それは各担当課なのか、それとも総合政策課のほうでされるのか、そのあたりはどのような流れになりますか。

小柳洋介総合政策課企画政策係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長

仲介事業者を経由しました企業版ふるさと寄附金につきましては、寄附を充当する事業につきまして、子育て支援に資する事業を中心に課内で検討いたしまして、その事業の一覧を仲介事業者にお示しをして、その仲介事業者さんから企業様がそれを御覧になって、この事業に充当してほしいという御意向を伺っております。

伊藤克也委員長

ほかございますか。

〔発言する者なし〕

それでは、ないようですので報告をいただきました内容については、以上で終わらせてもらいます。



総 括

伊藤克也委員長

それでは、これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ、総括的に御意見等ございましたら発言をお願いいたします。

牧瀬昭子委員

議案甲第57号鳥栖市まち・ひと・しごと創生推進基金条例についてなんですけれども、この中でもいろいろな議論がありましたが、私といたしましては、やはり多くの企業様がこの御意向でということでおっしゃるところがもちろんあるとは思いますが、この全体の企業版ふるさと納税のこの枠を見たときに、このバランスですね、もう少し全体を見ながらこの金額の設定ですとか、御意向に沿ってはあるとは思いますが、やはりあと鳥栖市全体のこの経営状況を見た中で、ここにももう少し配分したほうがよいのではないかというようなこの流れをもう少し御検討いただいて、御意向にも沿いながらのところで、ぜひ御検討いただけないかと要望をさせていただきたいなと思います。

伊藤克也委員長

要望ということでいいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかございますか。

松隈清之委員

要望ではないですけど、今の部分で昨日の説明でもありましたように、ここにも書いてあるんですけど、地域再生計画に対して賛同していただく方に寄附をいただくという前提がそもそもあるっていうことですね。

だから、こっちの都合であれにも使いたい、これも使いたいたいというのはそもそもできないんじゃないかって思いますし、この地域再生計画の中で、これだと若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業、魅力ある教育環境を整えるっていうところに対して使ってくださいって言われたらこの範囲の中の事業になると思うし、特に寄附なので、恒常的に常に毎年経費がかかるものに充てることはできないので、やるとしたら単発のやつしかできないと思うので、この地域再生計画がものすごく幅広くて、寄附する企業がこれによって言われ

伊藤克也委員長

まず、議案甲第50号から議案甲第59号まで及び議案甲第63号、以上11議案について一括して採決を行います。

11議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、11議案は原案のとおり可決いたしました。



議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

伊藤克也委員長

次に、議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、当総務常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、当総務常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。



議案乙第30号令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

伊藤克也委員長

次に、議案乙第30号令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

これにて令和7年12月定例会の総務常任委員会を閉会いたします。

午前10時32分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員会年長委員 中 村 直 人

鳥栖市議会総務常任委員長 伊 藤 克 也

